

# 戸田市文化会館市民ギャラリー利用基準

平成11年4月 1日施行

## 第1条 目的

この基準は、戸田市文化会館市民ギャラリー（以下「ギャラリー」という。）を利用する場合の基準を定めることを目的とする。

## 第2条 利用対象団体等

ギャラリーを利用することができる者は、次の各号のとおりとする。

- (1) 戸田市内に活動拠点を置き、且つ事務局を市内に有する団体
- (2) 戸田市に在住または在勤・在学している個人
- (3) その他公益財団法人戸田市文化スポーツ財団（以下「財団」という。）理事長が認めた団体または個人

## 第3条 利用基準

ギャラリーは、利用者が次のすべてに該当する場合に利用することができる。

- (1) 芸術・文化の振興に寄与する内容であること。
- (2) 展示内容について、文化会館と協議の上決定する内容であること。
- (3) 入場料を徴収しないこと。
- (4) 営利または宣伝行為を一切しないこと。

## 第4条 利用期間

利用できる期間は、準備・後片づけを含め8日間とする。ただし、事業内容によって期間の延長が必要と判断したときは変更することができるものとする。

## 第5条 利用時間

利用できる時間は、原則午前9時から午後4時30分まで（午前・午後の2単位）とする。但し、利用者が夜間の利用を希望する場合は、午前9時から午後9時30分まで（全日の3単位）利用することができる。

## 第6条 利用料金

ギャラリー利用料は、無料とする。但し、附属設備利用料（スポット）は、1単位につき210円とする。

## 第7条 申請

ギャラリーを利用する者は、様式第1号の申請書を財団理事長に提出しなければならない。

## 第8条 利用料金の納入

前条により利用の許可を受けた者は、戸田市文化会館条例施行規則に定める附属設備利用料を納入するものとする。

## 第9条 展示物の盗難・破損等

ギャラリー展示物の盗難または破損等が生じた場合、文化会館はその責を一切負わないものとする。

## 第10条 反社会的勢力の排除

主催者は反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力団等）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、反社会的勢力に属すると判明した場合、催告をすることなく、共催を取り消すものとする。

#### 附 則

（施行期間）

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

（経過措置）

1. 市民ギャラリー使用基準（平成11年4月1日施行）は廃止する。
2. この基準の施行の際、現に廃止前の基準により処理されたもの及び処理中のものについては、なお従前の例による。

#### 附 則

この基準は、平成24年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成26年4月1日から施行する。

#### 附 則

この基準は、平成26年11月1日から施行する。